

洲本市／(株)淡路島テレビジョン CATV－インターネットサービス加入契約約款

(改訂第10版)

洲本市CATV施設を利用したインターネットサービス（以下「インターネットサービス」という。）を行うに当たり、洲本市とインターネットサービスの提供を受ける者（以下「加入者」という。）との間に結ばれる契約は、以下に定める条項によるものとする。

第1章 インターネットサービスの目的

第1条 洲本市は、当該インターネットサービスにおいて、市の活性化と次世代ネットワーク社会の魅たらんがため、地域情報化基盤を構築し、加入者の利便性及び経済性の向上を図るとともに、安定したインターネットサービスを実施することを目的とする。

第2章 インターネットサービスの実施

第2条 洲本市は、加入者に対し、インターネットサービスを提供する。

第3条 洲本市は、加入者宅に設置されたターミナルアダプタまでの通信を確保する。ただし、宅内配線等に問題があった場合は、この限りでない。

第4条 洲本市が実施するインターネットサービスの内容、条件等は、別に定める「募集のお知らせ」によるものとする。

第5条 洲本市は、加入者に貸与した、ターミナルアダプタ及び通信光回線終端装置（以下「D-ONU等」と総称する。）に異常が生じた場合は、これを調査し必要な処置を講ずるものとする。

第3章 インターネットサービス契約の成立

第6条 インターネットサービスの契約は、次の各号のいずれにも該当する加入申込者が、あらかじめこの約款を承認し、別に定める加入申込書により洲本市又は洲本市CATV施設の設置及び管理に関する条例（平成20年洲本市条例第45号）第29条第1項に規定する指定管理者に指定された株式会社淡路島テレビジョン（以下「ATV」という。）に申し込み、洲本市がこれを承諾したときに成立するものとする。

(1) CATVに加入していること。

(2) CATV使用料の滞納がないこと。

2 CATV1契約に対し、インターネットサービス1契約とする。ただし、オーナー等一括加入制度の適用を受けた集合住宅等は、この限りでない。

第4章 インターネット施設使用料等

第7条 加入者は、インターネットサービスに係るインターネット施設使用料（以下「使用料」という。）として、月額2,620円（消費税相当分を含む。）を支払うものとする。

2 オプションサービス料金等は、別に定める。

第8条 加入者が、インターネット上で提供される有料サービスを利用する場合は、加入者の負担とする。

第5章 使用料等の支払い方法

第9条 加入者は、第7条第1項に規定する使用料及び同条第2項に規定するオプションサービス料金等（以下「使用料等」という。）を、洲本市が指定する方法により支払うものとする。

2 使用料等の支払期間は、インターネットサービスを開始した日の属する月から解約の日の属する月分までとする。

3 使用料等は3か月分を四半期ごとに一括して納付するものとし、それぞれの納期限は次のとおりとする。

	第1期分（4月～6月）	第2期分（7月～9月）	第3期分（10月～12月）	第4期分（1月～3月）
納期限	4月 末	7月 末	10月 末	1月 末

4 前項の規定にかかわらず、インターネットサービスを開始した日の属する月が、その属する四半期における納期限終了後である場合は、当該開始月の月末を納期限とする。

5 加入者は、使用料等の支払いを怠ったために発生した督促作業に係る手数料を別途支払うものとする。

第6章 貸与するD-ONU等の設置等と工事費等の負担

第10条 洲本市が貸与するD-ONU等の設置、移設、撤去工事等は、洲本市が指定する工事業者が行うものとする。

第11条 洲本市が貸与するD-ONU等の設置及び移設費用並びに設置後の電気料金については、加入者が負担するものとする。

第7章 インターネットサービスの中断

第12条 洲本市は、CATV施設及びインターネット施設の維持管理のため、必要に応じ、インターネットサービスを一時停止することができる。

2 洲本市は、天災地変その他の偶発的な事故等の洲本市の責めに帰すことができない事由により、インターネットサービスを一時停止することができる。

第8章 加入者の協力義務

第13条 洲本市職員、ATV職員及び洲本市の指定する業者が、加入者に貸与するD-ONU等の設置、移設、撤去工事等を行うため、加入者の家屋又は敷地内に立ち入る必要があるときは、加入者はこれに同意するものとする。

第14条 加入者は、洲本市が貸与するD-ONU等の設置、移設、撤去工事等について、あらかじめ家主その他利害関係人の承諾を得ておくものとし、後日問題が生じた場合でも、洲本市は一切の責任を負わない。

2 洲本市及び洲本市の指定する業者は、当該設置、移設、撤去工事等に伴う家屋、構造物等の穿孔（損傷）等について、原状に復する義務を負わない。

第15条 加入者は、洲本市から貸与されたD-ONU等を相当の注意をもって取り扱うものとする。

第16条 加入者は、洲本市から貸与されたD-ONU等を本来の用途に従って使用するものとし、故意、過失により破損し、又は紛失した場合等は、その相当分を洲本市に支払うものとする。

第17条 加入者は、洲本市から発行されるメールアドレス及びパスワードを適正に管理する義務を負うものとする。

第18条 インターネットサービスの一時停止、システム障害に関する情報提供その他事務連絡等は、電子メール又は淡路島にぎわいネットホームページ（<http://www.sumoto.gr.jp>）により通知するため、加入者はこれらの情報に注意することとする。ただし、突発的な機器の故障によるシステム停止情報の案内等は、この限りでない。

第19条 加入者は、洲本市が提供しているウィルス駆除ソフトまたは市販のウィルス駆除ソフト等を導入し、常に最新の定義ファイルに更新することにより、インターネットサービスの実施に支障を来さないよう努めるものとする。

第20条 加入者は、洲本市が必要に応じて実施するインターネットサービスに関するアンケート調査等に協力するものとする。

第21条 洲本市は、インターネットサービスの適正な維持管理を行うため、予告なくサービス内容を変更することができる。

第22条 加入者は、インターネットサービスにおいて、第12条に規定するインターネットサービスの一時停止、故障等に対する復旧措置の遅延、セキュリティ保護のため一部のサービスが利用できないこと等に関して受忍するものとする。

第9章 免責事項

第23条 洲本市は、第12条に規定するインターネットサービスの一時停止その他インターネットサービスに起因する事情により生じたいかなる損害の賠償にも一切応じない。

第24条 洲本市は、加入者が独自に設置したルーター、ハブ、パソコン等の不具合に関し、一切対応しない。

第10章 禁止事項

第25条 加入者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 洲本市から貸与されたD-ONU等を洲本市の許可なく第三者に提供し、又は貸与すること。

(2) 洲本市から貸与されたD-ONU等に洲本市から許可された方法以外の接続を行うこと。

(3) 洲本市から貸与されたD-ONU等を改変し、又は分解すること。

(4) 加入者以外の第三者にインターネットサービスを利用させること。

(5) 他の利用者に対し重大な支障を及ぼす恐れがあること。

(6) 公の秩序又は善良の風俗に反すること。

(7) 犯罪行為又はそれに結びつくこと。

(8) 第三者の権利、財産又はプライバシーを侵害すること。

(9) 他人を誹謗中傷すること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、本契約約款に違反すること。

2 加入者は、前項の規定について加入者回線を使用する者に周知させる義務を負う。

第11章 他人の権利侵害への対応

第26条 洲本市は、加入者がインターネットサービスを介して他人の権利等を侵害し、又はその恐れがある行為をしたことを確認した場合は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）に基づき、適切に対応するものとする。

2 洲本市は、加入者が作成したホームページによって損害を被ったという者からの申立てを受けたとき、又は公共機関からの要請を受けたときは、判決、仲裁又は当事者間の合意で問題が解決されるまで、当該ホームページの表示を一時的に停止することができる。

3 洲本市は、加入者がウィルスメールの送信その他の不正な行為を行っていることが判明した場合は、当該障害事由を駆除し、又は解決したことを確認するまで、インターネットサービスの提供を一時的に停止することができる。

第12章 インターネットサービス契約の解約

第27条 加入者は、インターネットサービス契約を解約しようとする場合は、洲本市又はATVに届け出て、解約の承認を受けなければならない。

- 2 洲本市は、加入者が使用料等又はCATV使用料を納期限後3か月以上にわたり納付しない場合は、直ちにインターネットサービス契約を解除することができる。
- 3 洲本市は、加入者が本加入契約約款に違反する行為があったと認める場合は、加入者に通告の上、インターネットサービス契約を解除することができる。

第13章 インターネット契約事項の変更等

第28条 オプション等サービスの申込み、変更又は解約は、所定の申込書によりその旨を申込みものとする。

第29条 加入申込時とは異なる家屋で、インターネットサービスを利用しようとする者は、加入申込書によりその旨を申込みものとする。

第30条 引き落とし口座を変更しようとする者は、加入申込書により、その旨を申込みものとする。

第31条 加入者の地位を継承した者は、加入申込書により、その旨を申し込むものとする。

第14章 加入契約約款の変更

第32条 洲本市は、本加入契約約款を変更する必要がある場合は、加入者に通知することなく、本加入契約約款の規定に、追加又は変更を加えることができる。

第15章 個人情報の保護

第33条 洲本市は、業務上、知り得た加入者の個人情報を第三者に開示しないものとする。ただし、当該加入者の承諾に基づく開示及び裁判所等の令状に基づく開示は、この限りでない。

第16章 定めなき事項

第34条 本加入契約約款に定めのない事項については、洲本市、ATV及び加入者は、本加入契約約款の趣旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとする。

附 則

この約款（改訂第10版）は、令和3年6月1日から適用する